

各 位

泉南清掃事務組合

回 答 書

令和6年11月5日締め切り、次期ごみ処理施設整備運営事業の「実施方針に関する質問・意見の受付」に関し、令和6年11月19日に回答したもののうち、質問No.3について後日の回答となっておりましたので、下記のとおり回答させていただきます。

記

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
3	4	第2章	1	(4)	事業予定地	本施設は航路標識法第27条の「航路標識の障害となる建築物等」に該当する可能性はありますでしょうか。場合によっては大規模な信号鉄塔などの増設等が別途必要となる可能性があるため、海上保安庁へ問合せ頂き、結果をお示しいただけないでしょうか。	大阪海上保安部へ確認したところ、次の条件を満たすのであれば、航路標識法第27条第1項に該当しないとのことでした。 ①次期ごみ処理施設に航空障害灯が設置されないこと。 ②海上に強い光を向けないこと。 また、併せて大阪府が設置する近隣の灯台について、同様の確認を所管する泉南市に確認したところ、影響はないとのことでした。

(以下、余白)